

令和3年2月25日  
開会 10時00分

○江上議長

おはようございます。それでは定足数の確認をいたします。議員定数 16 名中、ただ今の出席議員は、16名で定足数に達しております。従いまして、令和3年第1回宗像地区事務組合議会定例会は成立了ので、ここに開会いたします。

直ちに会議を開きます。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、伊豆組合長はじめ、関係職員各位の出席を求めております。

本日の議事日程は事前に配付したとおりでございます。これより日程に入ります。

日程第1、「議席の指定について」を議題といたします。宗像地区事務組合議会の申し合わせに基づき、福津市議会において2月15日付で、当組合議員に選出された議員各位におかれましては、現在、着席されている席を議席といたします。それでは議席の指定を行います。

1番岩岡 良議員、2番秦 浩議員、3番上野 崇之議員、4番石田 まなみ議員、  
5番井浦 潤也議員、6番中村 晶代議員、7番吉田 剛議員、8番中村 清隆議員、  
9番森田 卓也議員、10番横山 良雄議員、11番末吉 孝議員、12番戸田 進一議員、  
13番岡本 陽子議員、14番米山 信議員、15番 神谷 建一議員、16番私、江上 隆行でございます。

通常であれば、本日、ここでご出席の皆様へ自己紹介をお願いするところでございますが、コロナ対応といたしまして、配布しております議席表を持ちまして自己紹介に代えさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定に基づき、15番神谷議員、1番岩岡議員を指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが。これに御異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

御異議なしと認めます。従いまして、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、「諸報告及び議案概要説明」を行います。伊豆組合長から令和3年第1回定例会招集にあたり、報告事項があれば受けます。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様おはようございます。はじめてお目にかかる議員の方もいらっしゃいます。組合長の伊豆美沙子と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、令和3年第1回議会定例会の開催に当たりまして、諸報告並びに提案説明を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またコロナ禍における緊急事態宣言期間中にも係わらず、本定例会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、諸報告につきまして、緊急事態宣言下における当組合の感染予防対策を報告致します。

国の緊急事態宣言及び県の緊急事態措置を受け、当組合ではテレワーク体制を構築しています。具体的には、執務室勤務の5割抑制を目指し、サテライトオフィスの設置による分散勤務を行い、職場内の感染拡大防止に努めているところです。当組合は、消防・水道・急患センター・し尿処理と地域住民の生活維持に欠かせない事業を実施しており、これからも細心の注意を払いながら、事業継続に努めていきたいと思います。

次に、本日提案する 12 議案につきまして、簡単に説明いたします。

第 1 号議案は、議会議員選出の監査委員を選任する事について、同意を求めるものです。

第 2 号議案は、福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体数の変更に伴い、同組合規約を変更するものです。

第 3 号議案は、新型コロナウイルス感染症により生じる事態に対処した当組合職員に対し、防疫等作業手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

第 4 号議案は、電気自動車の急速充電設備の設置に対する安全対策等の必要な措置を定めるため、火災予防条例の一部を改正するものです。

第 5 号議案から第 12 号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計における令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度予算です。

一般会計においては、し尿処理場撤去事業や福津消防署移設事業、急患センター事業特別会計においては、診療報酬収入の減少及び歳入補填の為の構成市からの負担金等の増、本木簡易水道特別事業会計においては配水管布設替え工事、水道事業会計においては、北九州市への包括業務委託料や配水管布設替え工事などを計上しております。

以上、いずれも重要な案件でありますので、何とぞよろしくご審議頂き、議決を賜りますようお願い申し上げます。

## ○江上議長

次に、日程第 5、「一般質問」を行います。本定例会における一般質問の通告議員は 1 人です。なお、一般質問の制限時間は答弁時間を含め、1 人あたり 55 分以内となっております。質問、答弁は一問一答方式で行い、1 件ごとの質問回数に制限ありません。また、質問は自席で行ってください。それでは、5 番、井浦議員の発言を許します。井浦議員。

## ○井浦議員

昨年の 11 月から事務組合の議員となりました、井浦潤也と申します。どうぞよろしくお願い致します。今回の一般質問につきましては、水道事業についての 1 項目となります。

水道事業は、水道法の責務にもあるように、市民の健康を守るために欠くことのできないものであり、また、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないとあり、市民にとって常に安心・安全な水の供給が確保されなければなりません。そこで、これから水道事業について以下の質問を行います。

水道事業の今後の展望について

- (1) 現在の給水区域の見直し及び今後の計画はどうなっているのでしょうか。
- (2) 配水管を含む水道施設の老朽化を見据えた改修工事等の計画はいかがでしょうか。
- (3) 渇水対策として自己水源でもある多礼ダムの確保が重要と考えますが、見解はいかがでしょうか。
- (4) 平成 28 年 4 月から、北九州市と水道事業包括業務委託を行い 5 年が経過しようとしていますが、検証は行っているのでしょうか。以上 1 回目の質問とさせていただきます。

## ○江上議長

それでは、井浦議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

事務局長の力丸でございます。

1 項目目「現在の給水区域の見直し及び今後の計画」について回答いたします。給水区域の見直しに

については、地域の給水需要や当組合の計画により検討していくこととなります。水道事業者として給水区域に編入するには、地下水質の悪化や水量の低下など生活用水の確保が困難となった場合となります。地理的条件による建設費用と水道使用料収入との検証を行い、事業の採算性の確保についても検討が必要となってまいります。今後とも、個別の案件について検証を行い、慎重な見直しをしていくこととなります。

2項目目「配水管を含む水道施設の老朽化を見据えた改修工事等の計画」について回答いたします。配水管等においては、水道ビジョンを達成するための「宗像地区事務組合水道事業経営戦略」にありますように、平成30年度より令和9年度の10年間で事業費総額約70億円を投じ、老朽化の更新と耐震化を行うこととしています。

事業の進捗状況ですが、平成30年度は約20km、令和元年度は15km、今年度は9kmの見込みとなっております。令和3年度は7kmを更新する予定で、補助事業の水道施設等耐震化事業を活用し、基幹管路である浄水場から平等寺配水池へ送る、口径400mmの送水管なども行う計画としております。

また、浄水場や取水場は昭和59年に建設され、すでに36年が経過しておりますが、建屋などのコンクリート構造物は法定耐用年数の60年を超過しておらず、更新等の必要はないと思っております。

ただし、電気設備などが法定耐用年数15年を超過していることから、整備計画では、事業費約20億円を投じ計画的に更新を行っていくこととしています。

3項目目「渇水対策として自己水源である多礼ダムの確保が重要と考えるが、見解は」について、回答いたします。多礼・吉田ダムは用水の他、洪水調整の多面的な機能を持ち合わせた、総貯水量200万t、1日当たり29,600tの自己水源となっています。また、他にも北九州市より1日当たり13,000t、福岡地区水道企業団より1日当たり2,400tの受水を受けており、合計で1日当たり最大45,000tの水源を確保している状況です。

ここ3ヶ年の、1日当たりの最大使用量は41,500tほどとなっており、6割以上は、多礼ダムからの自己水源を使用し、浄水にしている状況にあります。また、ダムの原水は、通常時90日程度の貯えがあるため、受水と合わせ、安定的な供給に寄与しております。このような状況にあるため、渇水時において、多礼・吉田ダムの原水は、なくてはならない非常に重要な施設となっていますので、今後とも適切なダム管理を行っていくとともに、原水の水質改善に努め、浄水の水質管理の徹底を図ってまいりたいと思っています。

4項目目「水道事業包括業務委託関連」の質問について回答いたします。平成28年度より包括委託を開始し、約5年が経過しようとしております。日々の維持管理をはじめ、台風接近時や大雨及び寒波時などの緊急時におきましても適切な対応により、大きな事故やトラブルもなく安心・安全な水を安定的に供給できていると判断しております。

しかしながら5年目を迎え、当初契約から業務量や業務範囲の増加がみられ現状に即していない為、今年度から見直し協議を行っております。具体的な業務内容としましては、委託開始時の給水戸数は57,800戸でしたが、令和元年度末時点では62,800戸で5,000戸増えており給水業務や料金徴収業務において業務量が増加しております。加えて水道法の改正により、新たに指定工事店の更新制度に関する業務も追加となっておりますので、次年度以降の包括委託内容に反映していきたいと考えております。以上です。

## ○江上議長

井浦議員。

## ○井浦議員

ご答弁ありがとうございました。それでは質問を掘り下げていきたいと思います。

まず(1)の給水区域の見直しについてです。現在、給水区域ではなく、地下水を利用している地域では、今後の課題としてはこの水質の悪化や水量低下、これはもちろん生命を守るために死活問題と考え

ています。これまでにこの地下水の汚染による悪化や、水量の低下などの情報は入っているのでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

地下水の悪化等による情報につきましては、福津市の自治会から福津市への要望書を介しまして、水質を理由としました水道整備の要望が過去にございます。私ども組合としましては、詳細の水質データの提供を求める旨の文書の回答をしております。

また、関係者から聞き取りも行っておりまして、その際にやはり水質悪化が発生しているということで、改めてデータの提供も、お願いしているところでございますが、現状としましては、データの確認に至っていない、向こうから情報が来てないというところで、進展がない状況でございます。以上です。

○江上議長

井浦議員。

○井浦議員

今の回答では、福津市の要望書が1件あるということで、この水質データの提供を含め、地域からの回答を待つということでありました。しっかり打合せをされて、情報を交換しながら、地域でやるべきこと、また、こちらでやるべきことを精査していただきたいなと思っています。

今後、このような要望を含めた、給水区域の見直しについては、今後の計画についてはどうになっているのでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

はい。先ほど答弁しましたように、今後の計画としましてまず、生活環境衛生上、水質に異常がある所につきましては、地元等と協議しながら随時、検討していきたいと思います。また地元との協議が整えば、議会の承認、国の認可等を受けながら、区域内に取り組んでいきたいと考えております。

また、水道事業統合が22年ですが、この当時に関係市からいただいた、給水区域を踏襲していますが、基準に沿った箇所の見直し、少し不公平等が生じているところもございますので、これらも含めたところで見直しを考えております。

水道事業の根幹に関わることですから、水道事業運営審議会が今、休会しておりますが、こちらを立ち上げまして、専門的協議をするとともに、関係市や住民の意向を酌み取りながら、時間をかけて慎重に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○江上議長

井浦議員。

○井浦議員

今、御答弁ありましたように、この給水区域の見直しについては、今後、水道事業の運営審議会を立ち上げて協議するとありましたので、速やかに進めていただいて、生命の財産でありますこの水の確保をお願いしたいと思います。

次は（2）についてですけれども、配水管の改修工事についてですが、現在、この宗像地区事務組合水道事業経営戦略によりまして、配水管の老朽化の更新と耐震化工事が進んでいました。御答弁にありましたように、今年度までには約44キロの工事が完了する見込みとなっていますが、具体的にはどの地域の配水管工事が行われ、計画はどのようになっているのか教えてください。

#### ○江上議長

力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

どの地域が行われているか、そして喫緊の計画はどのようなところかという御質問ということで、具体的な地域としましては、宗像市域でいきますと日の里地区が8.3km、玄海地区が7.2km、自由ヶ丘地区が5.4km、赤間地区が3.9km。あとほかに、2km未満の短い区間を含めれば、東郷地区、河東地区、大島で約29kmの整備を今、行っています。

それから福津市域ではですね、東福間周辺地区で9.5km、福間駅周辺地区で3.8km、津屋崎地区で2.4kmの合計、約16km程度を整備しております。

それから2点目の喫緊の計画としましては、次年度、先ほど答弁しましたように7kmの更新を予定しております。宗像市域では、赤間地区1.8km、東郷地区0.8km。自由ヶ丘地区0.5km、玄海地区で0.5km、地島0.3km、河東地区0.2kmの合計4.1kmを計画しております。

福津市域におきましては、東福間周辺地域で1.8km、津屋崎地区で0.7km、福間駅周辺地区0.3kmの合計2.8kmの計画を進めているところです。以上です。

#### ○江上議長

井浦議員。

#### ○井浦議員

ありがとうございます。しっかり計画を進めていただきますように努力をお願いしたいと思います。次に、この浄水場や取水場においては、建設から36年経過しているということで、法定耐用年数の60年を超過していないということでありましたが、問題点とか何かありますでしょうか。

#### ○江上議長

力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

36年経過して、法定年数は超過しておりませんが、現在のところ問題ありませんけども、問題が生じれば補修を行っているような状況で、今後は、費用の平準化の観点からも、こちらも水道事業経営戦略に、補修の計画を定めておりますので、これに基づいて、調査診断を実施するとともに、必要があれば、補修、それから工事を進めていきたいというふうに考えています。以上です。

#### ○江上議長

井浦議員。

#### ○井浦議員

はい。ありがとうございます。次に電気設備について、先ほど答弁がありました、法定耐用年数が15年となっていますが、今後の電気設備については、整備計画はどのように進めていくのでしょうか。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

電気設備につきましても、同じような回答になりますが、故障すればその都度、必要な修理を行ってきたところがございます。ただ、施設同様ですね、計画に基づきまして、継続的に更新工事を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

## ○江上議長

井浦議員。

## ○井浦議員

はい。ありがとうございます。しっかりと、この計画どおりに進めていただきたいと考えております。次は（3）に移ります。今後も計画的に進めていただくようにということで申し上げましたけれども（3）の質問では、この水源の確保についてです。先ほど答弁にもありました、平常時では、この水源の確保については1日当たり45,000tの水源を確保しているとあります、過去のデータから見ても、1日当たりの最大が41,500tと余裕があるということありました。今後の両市的人口増加を見込んでの検討はされているのでしょうか。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

今後の両市的人口増加を見込んでの検討というお尋ねでございます。現在、両市の人団、それから使用水量についても、私どもが平成28年に策定しました、水道ビジョンでの予測人口、水量の計画値を上回っている状況でございます。福津市のほうも毎年1,000人程度増えていますし、宗像市は現状を保っているところで、乖離が生じているところです。そのため関係市の、今現在推計されたデータをいただいて、水道ビジョンの中間見直しを検討しているところです。ちなみに、その数値を事前に情報を取り取った中で、1日当たりの水量を試算したところ、1日に45,000tを超えることはないというふうに考えております。以上でございます。

## ○江上議長

井浦議員。

## ○井浦議員

はい。ありがとうございます。福岡県の中でも、この宗像市、福津市、この近辺は住みやすい街ということで、多くの人口増加につながっている施策もされていらっしゃいます。ですので、この増加を見込んだ上で45,000tを超えることはないという計算をされていると思います。また団地も広がっているというふうに考えておりますので、対応していただきたいと思います。

次に、通常時においては、このダムの原水には90日程度の蓄えがあると思うことありました。災害時においての水源の確保というのはどのようになってますでしょうか。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

はい。災害時の水源の確保は大丈夫か、という事だと思います。災害時には、北部福岡緊急連絡管事業に関する基本協定というのを締結しております、具体的には今、用水供給していただいている管の中に5万t程度、水道水の確保をされておりますので、この水を構成団体等間でですね、融通し合いながら、緊急時、災害時はですね、水の対応が可能というふうに考えております。以上でございます。

## ○江上議長

井浦議員。

## ○井浦議員

この自己水源のほかに50,000tの確保ですね、災害時においては、50,000tの確保が新たになされるということで安心出来ました。しかしながら、この自己水源の多礼ダムの原水確保については、市民の生命のために重要であると考えております。この多礼ダムがなければ、他市からの給水を頼ることしかないということになりますので、多礼ダムの管理については、しっかりやっていただきたいというふうに考えておりますが、現在この多礼ダムについての改修工事や、土砂の堆積などによる機能低下などの問題はあるのでしょうか。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

はい。多礼ダムの機能低下はないのかと御質問だと思います。多礼・吉田ダムはロックフィル構造で、堅固に造られておりまして、耐用年数が長いため、全面的な作り替えはないような構造物でございます。また、土砂の堆砂量は、設計当時100年分はたまでも大丈夫という構造で整備されておりますので、問題はないと思っております。また、日常点検としまして、毎日、堤体からの漏水量や堰堤の浸潤水推移を測定し、異常はないとの聞いておりますので、機能低下等の問題はないというふうに考えております。以上です。

## ○江上議長

井浦議員。

## ○井浦議員

毎日の確認で、堤防からの水の出方ですかね、それから100年の対応があるということで、安心出来ましたけれども、しっかり耐用年数が確保されているということもありますし、災害時においては、この水が渴水にならないように対応するということが非常に重要なと思いますので、引き続き管理をお願いしたいと思います。

(4) のですね、次に北九州市との水道事業包括業務委託を行い5年が経過しようとしていますが、この間に給水戸数が、先ほど約5000戸の増加があったということありますし、また水道法の改正により、業務の増加に対する対策はしているようございましたが、業務委託の見直しについて、それ以外の課題がありますか。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

それ以外の課題というのは、なかなか見つけづらいところもございますが、私どもが急ぐのが、後の予算審議でも出てきますけれども、当組合業務継続計画を今のところ未策定です。これを早急に策定して、災害時等に、継続した業務体制の確立が急務であると考えております。そのため令和3年度は、実際に実務されております北九州市と協議しながら、新型コロナウイルス感染症対策を含めたところで、業務継続計画書、通称B C Pといいますけれども、こちらを策定する予定として今協議を進めているところでございます。以上です。

○江上議長

井浦議員。

○井浦議員

はい。計画をしっかりと見込んでの政策を作成するということでありましたし、今、大きな問題はないということで確認とれました。しかし、この地域において、地場企業が活性化することが、我々望むところでありますし地場企業への育成や研修会などの開催、こういったことについて課題はありますでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

地場企業を含む指定給水装置工事業者というのが、市内外含めて約300社あります。こういう方を対象に情報の共有や、技術の向上を見込んで、定期的に講習会を行っておりますので、特段課題はないのかなというふうに考えております。以上です。

○江上議長

井浦議員。

○井浦議員

はい。実はですね、地元の業者の方からお聞きしたございました。給水工事等のですね、新築工事等に行う、給水工事等の変更が、工事計画の変更があったということを、周知されているのかわからないという声を業者の方から聞いております。事業者の講習などの徹底が、それをもって必要と思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

私は今、初めてそういう声を聞きました、そういう状態が、常日頃からあるようであれば、業者さんの方には早く情報を周知する必要があると思っていますし、研修会の開催を徹底してやるべきだと思っていますので、その辺は改善していきたいと思います。以上です。

○江上議長

井浦議員。

○井浦議員

ありがとうございます。ぜひ、地元の業者さんの育成のためにも、そしてまた、地元の業者さんの仕事につながるためにも研修会等を行っていただいて、やはり、レベルを上げていただくということも大事でございますので、後押しをしていただきたいと願っております。

今後の対応についてですが、災害時等における緊急事態への対応等に課題があるのかどうか。最後に聞かせてください。

#### ○江上議長

力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

災害時等の緊急事態への備えということですが、平成22年度に宗像市、福津市と災害時の応援協定を結んでおります。この中で有事の際、資機材や人の手配をしていただくように、という協定内容になっています。また、平成23年には北九州市と技術協力に関する協定を結んでおりまして、同じように、緊急時の資機材の確保や人員の応援を約束しておりますので、対応は十分でないかというふうに考えております。以上でございます。

#### ○江上議長

井浦議員。

#### ○井浦議員

ありがとうございました。この水道事業にかかるることは、市民にとって常に安心安全な水の供給ということで、財産であると考えております。今回の質問をもって、いろいろの情報、また課題、もしくは回答いただきながら、今後またこの水道事業をしっかり支えられるように我々としても、目を光らせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

#### ○江上議長

以上で、井浦議員の一般質問を終了します。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩とし、再開は10時45分といたします。

(休憩)

#### ○江上議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、第1号議案「監査委員の選任について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

第1号議案について説明をいたします。議案書の右下に議案番号を付しております。以降の議案説明の際もそちらをご確認ください。では、議案書の1ページをお開きください。

第1号議案 監査委員の選任について 宗像地区事務組合監査委員に次の者を選任することについて、同意を求める。令和3年2月25日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

住 所 宗像市自由ヶ丘5丁目4番地12

氏 名 森田 卓也（もりた たくや）

生年月日 昭和 47 年 11 月 6 日

提案理由 宗像地区事務組合監査委員として選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

監査委員の人事議案でございます。当組合議会議員選出の監査委員としまして、森田卓也議員の同意をお願いするものでございます。参考資料としまして、経歴を記載しておりますので、ご確認願います。以上で、第 1 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

#### ○江上議長

森田議員本人の身分に関する議案でございますので、地方自治法第 117 条の規定に基づき、本議案の審議が終了するまで、退席をお願い致します。

(森田議員退席)

#### ○江上議長

それでは、本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので質疑を終結します。本案は人事案件でありますので、討論を省略します。これより、第 1 号議案について採決を行います。

本案を、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 1 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。森田議員の入室をお願いいたします。

(森田議員入室)

#### ○江上議長

ここで、同意を受け監査委員に選任されました森田議員に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

#### ○森田議員

ただ今、ご選任いただきました宗像市議会議員の森田でございます。初めての監査ですのでしっかりと勉強させていただきながら職務を遂行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

次に、日程第 7、第 2 号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第2号議案について説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。

第2号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。令和3年2月25日提出 宗像地区事務組合 組合長伊豆 美沙子

提案理由 令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。提案内容の説明をいたします。

福岡県知事より本年2月5日に一部事務組合新規設置の許可が下りた、田川地区広域環境衛生施設組合につきまして、当組合も加入しております福岡県市町村職員退職手当組合に加入したい旨の提案がなされております。一部事務組合への加入にあたり、組合の規約の変更の必要がございますが、規約変更にあたりましては、地方自治法第290条の規定により、構成する団体全ての議会の議決が必要なため、今回、議案を上程いたしております。

田川地区広域環境衛生施設組合加入後の福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体につきましては、次ページ以降の新旧対照表、別表第1及び別表第2でご確認ください。なお、加入団体数は79から80に変更となります。以上で、第2号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

## ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので討論を終結します。これより、第2号議案について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 第3号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第3号議案について説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。

第3号議案 宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

**提案理由** 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9-30 特殊勤務手当の特例の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じる事態に対処した職員への防疫等作業手当支給のため、宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

議案の主旨につきまして説明いたします。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の患者に接する業務を行った職員に対する特殊勤務手当として、防疫等作業手当を創設し、支給するものです。

改正に至った背景を申し上げます。昨年 11 月、人事院の特殊勤務手当に関する規則の一部改正が行われています。規則の改正内容は、国家公務員が新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う作業又はこれに準ずる作業に従事した時に、防疫等作業手当を支給するものです。

手当の額は作業に従事した日、1 日につき 1,000 円で、患者の身体に接触して行う作業に長時間に渡り従事した場合にあっては、1,500 円と規定されています。

当組合における、新型コロナウイルス感染症患者に対する業務といたしましては、現在、消防本部救急隊において保健所からの求めに応じ、救急車による搬送を行っております。よって、今回、人事院規則に準拠する形で、特殊勤務手当の 1 つとして防疫等作業手当を創設し、職員に支給したいと考えております。なお、この防疫等作業手当につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応という、いわば特例的・時限的措置として創設いたしますので、条例改正の手法として、条例本則の改正ではなく、附則への追加という形をとっております。

また、施行期日につきましては、先に述べました保健所からの求めに応じた患者の搬送を、令和 2 年度当初から行っている事に鑑みて、令和 2 年 4 月 1 日に遡及するものです。条例改正の詳細につきましては、新旧対照表でご確認いただければと思います。今回の改正内容を議案と共に事前に送付させていただいております。右肩に議案第 3 号関係資料と記載している資料を併せてご確認いただければと思います。以上で、第 3 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

#### ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員

#### ○戸田議員

質問させていただきます。直接的に手当というよりも、こういう作業する場合の防護用のガウンとかが、十分整っているのかということをお伺いしたいというのが 1 点目。もう一つこの患者の身体に接触して行う作業に、長時間にわたってという、長時間という概念をどのぐらいでとらえているのかという、この二つについてお伺いしたいと思います。

#### ○江上議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

戸田議員の質問についてお答えさせていただきます。順序は変わりますけども、長時間につきましては、患者に接触してから 2 時間というふうに考えております。もう一つ、資機材の確保状況につきましては、おおむね 6 か月は対応できるように、現場のほうから聞いておりますし、詳細については、救急課長のほうから御説明をさせます。

## ○江上議長

神谷救急課長。

## ○神谷救急課長

救急課長の神谷です。感染防止資機材の在庫状況について御説明させていただきます。感染防止着、消防本部では上下の不織布の感染防止着を使用しております。この分に関しましては、現時点で、4,390 着を準備しております。救急活動で使用した場合や消毒等で使用する際におきましては、約1年10か月使用できると思っております。以上です。

## ○江上議長

他にございませんか。末吉議員。

## ○末吉議員

今回の改正は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、様々な作業、あるいは接触というところで人事院の規則改正に伴う形で出てきていると思いますが、昨今の情勢として国が定める指定感染症による事案が多発しているというふうに思うんですよ。質問の第1は、人事院のこの規則改正がなければ、この特殊手当というのは支給されないのか。

要するに、事務組合独自として、新たな感染症が発生する度に、組合議会にかけてやっていくのか、それとも、例えば、「国が指定する指定感染症に関わって、作業するもの」という形の体裁をとっておけば、柔軟に対応できるのではないかなどと思うんですよね。この宗像地区でも昨年、鳥インフルエンザの高病原性の事件がありましたけども、これだとロシアで鳥インフルエンザが人に感染したというニュースも直近で出されておりますよね。そういう意味では、政府が定める指定感染症に伴うものという趣旨で改正しておけば、消防職員あるいは、水道関係の職員だって、養鶏所の鳥インフルエンザ関係では、関与する可能性がかなり大だと思うんですよ。そういった改正の観点が考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長。

当組合の給与、手当等につきましては国公準拠という形で定めて運用しているところではございます。ただ、関係市の宗像市、福津市におきましては少し違った条例を規定しております、組合の方で少し漏れているような状況もございます。それを考えると今後は、提案を受けながら、当組合でも独自で検討していくみたいというふうに考えております。以上です。

## ○江上議長

はい。他にございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので討論を終結します。これより、第3号議案について採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 第4号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第4号議案について説明をいたします。議案書の4ページをお開きください。

第4号議案 宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

まず、本条例改正の背景となる状況を御説明いたします。今回の条例改正は、今後の電気自動車の更なる普及に対応する為のものでございます。電気自動車につきましては、ユーザーの走行距離延伸のニーズや、搭載される電池の低価格化により、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められており、今後は、これに伴って電気自動車の充電を行うための高出力の急速充電設備の普及が、更に加速すると予測されます。この状況に応じて必要な措置を定めるため、総務省の「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正が行われ、昨年8月に公布された事を受けまして、同省令の規定に対応するように当組合の火災予防条例を一部改正するものでございます。条例の主な改正内容につきまして、3点申し上げます。

1点目は、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大すること。

2点目は、現行の火災予防上の必要な安全基準の見直しに加え、急速充電設備の全出力の拡大に伴い、火災や感電について新たに防火安全対策を講じること。

3点目は、全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置した場合は、消防長又は消防署長への届出を要すること。その他の改正は、現行条例中の文言の修正を行うものです。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表にてご確認いただければと思います。以上で、第4号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

## ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようでの討論を終結します。これより、第4号議案について採決を行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第4号議案は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第10、第5号議案「令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第5号議案を説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

第5号議案 令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）について 令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2点申し上げます。

1点目は、し尿処理場費における維持管理費及び撤去事業費に係る歳出不用額の減額補正、並びに財源である関係市負担金の減額補正です。

2点目は、消防事業における人件費、車両購入費及び福津消防署移設に係る歳出不用額の減額補正、並びに財源である関係市負担金の減額補正及び組合債の補正です。では、補正予算の説明に入ります。1ページ、一般会計補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,352万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21億417万円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款分担金及び負担金は、補正前の額 19億5,786万5千円に対し、7,032万8千円を減額し、18億8,753万7千円とするものです。補正額は、後に歳出で説明します清掃費及び消防費における歳出不用額に伴う減と、消防費に係る防災対策事業債の計上に伴う増を合算したものです。

8款組合債は、補正前の額 1億2,720万円に対し、680万円を増額し、1億3,400万円とするものです。内容について説明いたします。戻りまして、4ページをお開きください。

第2表 地方債補正の表ですが、上段が補正前、下段が補正後で、変更箇所は下線部分となります。補正前後ともに、表の2段目、3段目、4段目につきましては、高規格救急自動車2台の更新に係るものであります。事業の完了に伴い起債対象事業費を精査したところ、不用額を生じましたので、各々、表に記載のとおりの額に減額するものです。補正後の表の5段目につきましては、福津消防署の移設に係るものであります。県との協議を進めた結果、防災対策事業債を活用できる見込みとなりましたので、870万円を計上するものです。これらの補正により、地方債の限度額計を1億3,400万円とするものです。

次に、歳出の説明になります。12ページ、13ページをお開きください。3款衛生費 2項清掃費は、583万4千円を減額しております。13ページ説明欄の上段、細目3 し尿処理場管理運営事業のし尿処理施設管理委託料で、330万円を減額しております。随意契約の交渉により当初予算を下回る額で契約できておりましたが、年度末を迎えるに際しても、特段の大きな支出が見込まれないことから、不用額

を減額するものです。その下細目 4 し尿処理場撤去事業の調査委託料で 253 万 4 千円を減額しております。土壤調査委託料については、調査実施の必要性について県に相談しましたところ、現状においては実施する必要がないとの見解を得たことから、調査を見送ったものです。

なお、補正後額で 21 万 6 千円を残しているのは、別途実施したダイオキシン調査において、当初見込んだ額を超える予算が必要となったことから、節内で運用させていただいたことによるものです。

アスベスト調査委託料については、法改正があり、令和 3 年 4 月から施行されるため、令和 3 年度に調査を先送ったことによる減額です。

続きまして、4 款消防費は、5,769 万 4 千円を減額しております。13 ページ説明欄中段、細目 1 職員人件費は、1,554 万 2 千円を減額しています。2 節給料につきましては、令和 3 年 1 月に、昇給などが決定したことから、不用見込み額を計上しております。3 節職員手当等につきましては、扶養や住居の状況に関して年度末に向けての概ねの見込みが立ったことから減額としております。また、時間外勤務手当等につきましても、今年度の災害出動の状況に鑑み、減額としております。

15 ページをお開きください。4 節共済費はこれら給料等の減額に伴う減です。細目 11 消防車両維持管理事業費及び細目 19 救急車更新事業費につきましては、事業の完了に伴い不用額を生じましたので、記載のとおりの額を減額しております。細目 20 消防本部庁舎等更新事業費は、3,682 万 9 千円を減額としております。11 節役務費収用認定手数料については、令和 3 年度に先送りとしたことから、減額としております。12 節委託料の内訳の設計監理委託料から鑑定業務委託料までは、入札執行残を減額しております。内訳の一番下の事業認定申請委託料については県との協議により、現に有している資料で充分であるとの見解を得たことから、全額を減額しております。

次の 16 ページから 19 ページまでは、給与費明細書を掲載しています。

最後に、20 ページ、21 ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書です。今回の地方債の補正に伴う変更箇所に、下線を引いています。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。秦議員。

#### ○秦議員

4 ページの高規格救急自動車及び資機材更新事業で減額されましたが、これは設備等が減って減額ということですか、減額されても同じような車両がという事でよろしいんですかね。

#### ○江上議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

主に入札の結果、契約額が確定しましたので、予算額からの減額によるもので仕様等には変わりはございません。

#### ○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので討論を終結します。これより第5号議案について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、第6号議案「令和3年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

議案書6ページ、第6号議案について、説明いたします。

第6号議案 令和3年度宗像地区事務組合一般会計予算について 令和3年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子 内容については、次長の花田が説明いたします。

#### ○江上議長

花田次長。

#### ○花田次長

次長兼総務課長の花田でございます。別冊の予算書で、説明させていただきます。1ページをお開きください。歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億9,424万8千円と定めるものです。前年度当初予算に比べ、1億502万円の増額しております。

第2条は、地方債です。4ページをお開きください。第2表地方債の表です。起債の目的、限度額等を表示しており、救急車1台の購入及び福津消防署の整備に係るものを計上しています。

次に10ページ、11ページをお開きください。歳入です。1款分担金及び負担金 1項負担金は、対前年度比5,449万2千円を増額し、19億5,922万9千円を計上しております。このうち、4目の消防費負担金は、対前年度比5,694万3千円を増額し、17億8,066万5千円を計上しております。主に人件費や消耗品費等の増や福津消防署の整備に係る事業費の計上に伴う増となります。

12、13ページをお開きください。中段、7款諸収入 2項雑入 1目雑入は対前年度比328万6千円を減額し、2,049万9千円を計上しております。主なものは、通信指令業務の共同運用に係る福岡都市圏共同事業基金助成金314万8千円、デジタル無線整備事業に係る福岡県市町村振興協会助成金1,544万3千円となっております。8款組合債は、対前年度比4,620万円を増額し、1億6,920万円を計上しております。宗像消防署配置の高規格救急車1台とその資器材の更新、並びに福津消防署の整備に係る財源です。

14ページ、15ページをお開きください。歳出です。1款議会費につきましては、180万6千円を計

上しております。次に 2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、対前年度比 257 万 3 千円を減額し、3,517 万 5 千円を計上しております。主な減額理由は、細目 1 職員人件費における、再任用職員 1 名の退職でございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財産管理費は、対前年度比 57 万 1 千円を増額し、280 万 3 千円を計上しております。主な増額理由は、14 節工事請負費の空調機器更新工事 58 万 6 千円で、これは旧急患センターの全館一括の空調機器が故障したため更新を行うものです。

20 ページ、21 ページをお開きください。3 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、対前年度比 171 万 1 千円を増額し、1,756 万 1 千円を計上しています。主な増減理由は、派遣職員の人事異動による 18 節負担金補助及び交付金の増額です。18 節の内訳の一部は、次の 23 ページ右上の説明欄に表示があります。23 ページをお開きの上、ご参照ください。そのまま、22 ページ、23 ページをお開きの上、ご覧ください。3 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理場費は、対前年度比 945 万 9 千円を増額し、1 億 4,632 万円を計上しております。主な増減理由は、細目 4 し尿処理場撤去事業における、宗像浄化センター解体実施設計業務委託料 1,504 万 5 千円の計上です。

4 款消防費 1 項 1 目常備消防費は、対前年度比 8,330 万 8 千円の増額で 17 億 892 万円を計上しております。経費の主な内容でございます。23 ページの説明欄下段の細目 1 職員人件費は、職員の昇給などにより、対前年度比 475 万 6 千円増の 12 億 5,034 万 2 千円を計上しております。

次に 30 ページ、31 ページをお開きください。31 ページ右上、細目 10 消防資機材維持管理事業費は、法改正による墜落制止用器具の備品導入等により、対前年度比 475 万 6 千円増の 1,160 万 6 千円を計上しております。中段の細目 11 消防車両維持管理事業費は、対前年度比 6,720 万 5 千円減の 1,519 万 6 千円を計上しております。これは 17 節備品購入費で、令和 2 年度は水槽付消防ポンプ自動車を購入しましたが、令和 3 年度は事務連絡車 1 台を購入予定であるためです。

続きまして、34 ページ、35 ページをお開きください。35 ページ説明欄上段、細目 18 救急一般活動費につきましては、対前年度比 470 万 7 千円増の 1,060 万 9 千円を計上しております。主な増加理由は、救急一般消耗品の増です。備蓄用ディスポ感染防止衣を購入しております。

説明欄中段、細目 19 救急車更新事業費につきましては、対前年度比 3,981 万 9 千円減の 3,601 万 7 千円を計上しております。令和 2 年度は、救急車を 2 台更新しましたが、令和 3 年度は 1 台の更新を予定しています。配置は宗像消防署です。

細目 20 消防本部庁舎等更新事業費につきましては、対前年度比皆増の 1 億 8,364 万 1 千円を計上しております。これらは全て福津消防署の整備に伴う事業費です。建築実施設計業務委託料や、埋蔵文化財調査委託料、土地購入費などを計上しています。35 ページ下段の、5 款公債費は、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子です。対前年度比 1,255 万円の増で、2 億 7,319 万 8 千円を計上しております。歳入及び歳出予算に関する説明は以上です。

なお、38 ページから 49 ページまでは給与費明細書を、50 ページ、51 ページには地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第 6 号議案 令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

本案に対する質疑につきましては、歳入歳出一括して受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

一つだけお伺いします。どの費目で計上してあるかわからないんですが、コロナの関係で、職員間の 3 密を避けるといいますか、そういう対策がどこかで入っていると思うんですが、特に気になる点は、職員の仮眠室ですね、仮眠室での密を避けるためにこんな工夫しているというところを御説明いただけ

ればと思っています。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。戸田議員の質問にお答えさせて頂きます。ハード面につきましては、もう今年度で実施済みです。あとは施設内の消毒液ですね、救急活動、災害活動以外の消毒液を共用部分、例えばトイレの前とか浴室の前とか、事務所の出入口に設置しておりますけども、そちらのほうは総務の需用費のほうで計上させていただいております。仮眠室につきましては、仮眠室全体は、一つの部屋なんですが、カーテンで区切ったベッドで寝ております。それ以外につきましては、マスクをする必要はございますけども、できるだけ少ないところでこの対策をしております。以上でございます。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

仮眠室については、特別したというよりも、以前から、ベッドがあって、カーテンで仕切られている状態なんで、その状態で充分というような運用をしているという理解でよろしいでしょうか。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

現状ですね、福津消防署の本署につきましては、救急隊1隊増隊により、非常に仮眠室が手狭になってしまいます。その関係で食堂とか、2階の休憩室に分散をして、現在、そのときの当務によって、通常のベットと違うところで、密を避けて仮眠をしているところでございます。以上でございます。

○江上議長

他にございませんか。横山議員。

○横山議員

1点だけ29ページの、7の予防関係事務費 7報償費 予防課報償費というところがあるんですけど、イベントとか、防火ポスターということなんんですけど、今住宅用の火災報知器の義務づけが10年を過ぎて、多分まだまだ取替えが進んでないと思うんです。その点について、最近、火災が多いかなと思いまして、どのように啓発していくのかというのと、あとは取替えをするときに、今、器具も随分進んでおりまして、連動式を勧めていると聞きますが、宗像消防本部は、どのようなお考えでされているのかそれをお聞きしたい。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。当消防本部の住宅用火災警報器の啓発活動につきましては、まず、消防本部でホームページを作成しております、そこで啓発活動しております。また、事務組合の広報紙の中に消防本部の枠を設

けましてそちらで広報により啓発活動しておりますし、地区を絞って、アンケート調査を実施しまして普及率を調べたり、職員が、各事業所とか各地区に推進の説明会等々をしております。詳細につきましては、予防課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○江上議長

篠原予防課長。

○篠原予防課長

ただいまの横山議員の質問についての答弁をさせていただきます。火災住宅用火災警報器の設置推進に伴います、様々な啓発活動についてですけども、来月の3月1日から、春の火災予防運動、それから、11月9日から行います秋の火災予防運動等におきまして、先ほど消防長が答弁しましたとおり、ホームページ上の啓発であったり、昨年度、今年度につきましては、新型コロナ対策のために、大型店舗であったりとか、あとは、駅前での啓発活動は出来なかつたんですけども、各家庭にポスティングと言いますか、住宅用の火災警報器のアンケートで回るときにですね、住宅用火災警報器の設置促進のチラシを配ったりという形で、接触をしないでもできるような方策を立てているところでございます。以上です。

○江上議長

横山議員。

○横山議員

すいません。答弁の漏れで、連動式の感知器を今、勧めていると思うのですが、居間でなっても、台所にななつてもという、そういう取組方と、これは分かればいいんですが、10年過ぎた分の、取替えた住宅の割合、これが宗像、福津でどのくらい進んでいるか、それが知りたいんですね。というのは、割合に応じて、消防だけではなく、やはり自治体自身も取り組んでいかなければいけないと思うので、連携しながらやっていただきたいということで分かれば教えてください。

○江上議長

篠原予防課長。

○篠原予防課長

答弁漏れがありまして申し訳ございません。先ほどの質問に対してですけども、取り換える時期についてもホームページに計上しております。また、取替えの率についてはですね、現状を把握しておりません。ただ、各地区のアンケートについて、設置率についてはですね、毎年、国に報告をしているところでございます。連動の報知器につきましても、ホームページ上や広報紙等に掲載しているところでございます。以上です。

○江上議長

他にございませんか。中村議員。

○中村議員

35ページの説明の18の救急一般活動費の中で、7の救命処置医師指示料というのがあるんですが、コロナ禍でインフルエンザ等の搬送が減ったということもありますけども、この想定、今後、この予算についてですね、どういった想定をしてこの金額を上げているのか、詳細な内訳等を教えていただければお願いします。

○江上議長

神谷救急課長。

○神谷救急課長

中村議員の質問にお答えさせていただきます。救急一般活動費の報償費、救命処置医師指示料に関してですが、こここの部分に関しましては、救急救命士が、心肺停止状態の患者さん等に対する処置における指示事案を計上しております。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

1件4,000円の130件を計上させて頂いております。

○江上議長

中村議員。

○中村議員

この中には気管挿管等の指示、点滴注射の指示とかあると思うんですが、想定としては、どういった内容でこの内訳、要するに気管挿管が多いのかですね、点滴注射とかが多いのか、その辺わかれればお願ひします。

○江上議長

神谷救急課長。

○神谷救急課長

救命士の行う指示に関しまして、当本部においては、気管挿管は若干少ないんですけど、その他の気道確保器具による気道確保、点滴等については、適宜実施されている状況で、ほぼ全国的にも変わらないと思います。以上です。

○江上議長

よろしいですか。他にございますか。末吉議員。

○末吉議員

35ページの救急一般活動費についてお伺いします。新型コロナで感染防止等の備蓄をするという予算が計上されているんですけども、第3波の中で全国的に見られたのは、陽性者を救急搬送するに当たって、受入れ可能医療機関がなかなか見つからないということで、搬送時間が長時間にわたるという現象が多々起きておりました。それで、感染防止をしっかりするということと同時にですね、諸外国でも見られるんですけども、ストレッチャーの上に患者さんを減圧室、要するに感染が外に漏れないような設備を確保して、長時間の搬送にも耐えるというようなことも考えられないのかなあというふうに思うんですが、その辺は、現場としてはどういう設備が1番望ましいんでしょうか。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

今、末吉議員御指摘の陰圧器の件は多分アイソレーターの件だと思いますが、うちも早期に整備いたしましたし、現在、新型コロナウイルス感染者に対しての搬送に活用させていただいております。その他の資機材につきましても、ディスポーザブル等消耗品、それから消毒薬も充分に、隊員の安全確保につきまして実施要綱等を定めてですね、進めさせていただいております。

なお搬送困難事例につきましては、1件だけでございますが、今回、69分ほどかかった事例があります。そちらのほうは収容先が決まらなかったというのがありましたけども、それをまた参考にいたしましてですね、現在、保健所と平日でございますけど、毎朝、もし搬送する事案がありましたら、どこの病院が今、優先的に収容できるという情報を提供していただいて搬送時間の短縮に努めているところでございます。以上でございます。

○江上議長

末吉議員。

○末吉議員

先ほどの救急車両の中で減圧装置がついている設備というのは、救急車両全車に配備されているものなんですか。消防本部でどのぐらい設備が整っているのでしょうか。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

現在、新型コロナウイルスの感染症だけにこだわらず、感染症対策の一資機材の整備ということで、アイソレーターを1機、整備させていただいております。それから、管内の搬送者の状況を見ながら、次にもう1機というふうに考えております。現在のところは、1機で何とかやっておりますけども、大災害等が発生した場合は、やはり、今年の事情を考えますと、応援出動した救急隊にもアイソレーターを持って行かせることがあると、宗像管内の現場のほうが不足するという状況も発生するようなことがあれば、ぜひ来年度にも緊急的にお願いを検討したいと思っております。現在のところは1台で十分でございます。

○江上議長

はい。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第6号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして第6号議案は原案のとおり可決されました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩とし、再開は午前11時50分とします。

(休 憩)

## ○江上議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、7号議案「令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第7号議案を説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

第7号議案 令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第3号）について  
令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。  
令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2点申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響による受診控え等による診療収入の減額及びその財源補填のための関係市負担金の増額です。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の流行に関連した国庫補助金及び県補助金の計上です。では、補正予算書の説明に入ります。次ページ、補正予算書第3号1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正 第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありませんので、このような記載としております。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。1款診療収入 1項診療収入 1目外来収入は、補正前の額8,646万1千円に対し、3,368万円を減額し、5,278万1千円としております。内訳としまして、1節診療報酬収入を2,732万2千円、2節一部負担金収入現年分を635万8千円、減額しております。詳しい内容につきましては、事前に送付しておりました「第7号議案関係資料」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。まず、左側の表をご覧ください。上下に2つ表がありますが、上段1が診療報酬収入、下段2が一部負担金収入現年分です。それぞれの表は、一番左側の月（つき）の列から右へ順に、①令和2年度当初予算額 ②は令和2年度10月補正後予算額 ③は1月6日時点の概算収入額 ④は③の収入額を①の当初予算額で割った月ごとの収入率 ⑤は実績又は実績を踏まえた現時点における令和2年度の想定収入額 ⑥は⑤の額の説明を記載しています。

まず、①の列の令和2年度当初予算額をご覧ください。当初予算額は、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均値を基に算定しており、いわば新興感染症の流行前の収入状況です。

次に④の列の収入率をご覧ください。月ごとの収入率を見ますと、4月は20%台だったものが8月には40%台まで回復してきました。しかしながら、その後、下落し、前回の補正予算で想定していた30%を下回る状況となっていました。収入予測が困難な中、前回の補正予算までは、当初予算に対する月ごとの比率を重視して試算して参りました。従前であればインフルエンザの流行により12月は収入が高まる月でしたが、その傾向がみられなかったことから、今回、試算の方法を見直し、過去3箇年に

対する比率ではなく、現状の実額を重視して試算することとしました。よって、⑤欄の下側 1 月から 3 月までの想定収入額については、⑥欄の下に記載のとおり、4 月から 12 月までの収入額の平均値で試算しています。結果として、⑤欄の下、欄外に、10 月補正後予算と 2 月補正後予算との差額 2,732 万 2 千円を表示しています。

以下の表は、一部負担金収入現年分の表です。試算方法は上の表と同様ですので、説明は割愛します。次に、右側のグラフをご覧ください。グラフの数値は診療報酬収入と一部負担金収入現年分の額を合わせた額で表示しております。青色の棒グラフが当初予算額、赤色の棒グラフが 12 月までの概算収入額です。グレーの折れ線グラフが今回御審議いただく補正後予算額を表したものです。特に、右下の 12 月をご覧いただくと、青色の棒グラフに対して赤色の棒グラフが、著しく下回っていることが見て取れます。以上で、関係資料についての説明を終わります。

補正予算書に戻りまして、6 ページ、7 ページをお開きください。2 款分担金及び負担金は、1 款診療収入の減額を受けて一部の財源を補填するため、2,415 万 2 千円を増額するものです。関係市の負担金額は、右端の説明欄に記載のとおりです。新興感染症の影響に伴う診療収入の減少がいつまで続くのか、現時点において見込みが立っておりませんが、少なくとも当面の間は地域住民の初期救急医療体制を現状のまま継続するため、関係市財政・健康部署と協議の上、減収分を負担金で補填する補正予算を計上しています。

6 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金は、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金として 880 万円を計上しています。この補助金では、インフルエンザ流行期に、発熱患者等を受け入れる体制を確保した医療機関が、支援の対象となります。国は、この補助金によって、インフルエンザ流行期に発熱患者等が適切に診療・検査を受けられる体制の整備を支援し、感染症対策の強化を図ることとしています。

宗像地区急患センターは、発熱患者等専用の診察室を設け、この補助金の交付要綱における診療・検査医療機関として指定を令和 2 年 10 月 30 日に受けました。このことにより、令和 2 年 11 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までを対象期間として補助金の交付申請書を提出しており、見込み額を計上するものです。なお、最終的な補助金の額は、来訪する患者数によって変動します。

7 款県支出金 2 項県補助金 1 目衛生費県補助金は、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金として 72 万 8 千円を計上しています。この補助金では、医療機関・薬局等内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための取組が、支援の対象となります。宗像地区急患センターでは、プレハブの配置、センサー付き手洗い水洗蛇口の取り付け、アコーディオンドアの取り付けなどを行ったことから、それらに要した額を計上するものです。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

本件に関する質疑を受けます。質疑ございませんか。末吉議員。

## ○末吉委員

今回の補正予算は、特に新型コロナの関係で、インフルエンザの受診者が少ないという中での歳入の補正だらうと思うのですが、お聞きしたいのは、10 月補正で、歳出のほうも若干変わってくるのかなと思うのですが、要は、急患センターの歳入歳出の関係で、歳入はかなり通年から言うと減額されているわけですよね。歳出についてはどういう補正が行われるのでしょうか。それは、3 月議会あるいは、5 月議会でやられるのですね。要は、その急患センターの運営そのものについては、宗像医師会に委託されていますよね。それとの関係で、どういう方向、方法でやられるのかお聞きしたいと思うんですが。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

歳出の補正是行わないのかという御質問だと思いますが、私ども、急患センターの委託につきましては医師会で、令和2年度当初、私どもが算出した営業日、医師等の確保という観点で委託契約を結んでいるところでございます。実際、運営体制の変更というのは今のところ全く行ってない状況ですから、平日、それから休日、祝日等においても現体制のまま今年度は乗り切りたいというふうに考えておりますので、大半を占める職員の入件費、先生がたにお支払いする入件費等に変更ございませんので、それらの大きな補正はないと思っております。

ただ最終的にはインフルエンザ等の発生減による検査器具等の減少があれば、委託契約内容を変更させていただいて、減額していくというふうなことも考えております。以上でございます。

○江上議長

末吉議員。

○末吉議員

私が言った質問の趣旨は、この資料で言いますと当初予算では1億7,000万ですよね。10月補正で7,400万。1億減額されているわけじゃないですか。当初予算については、医師会に対する、委託費等を含めた、いわゆる歳入歳出予算、均衡していると思うんですけども、収入の分が、減ったがために、それを補填するのは、両市の負担金ですよね。だから、その収支を保つためには、両市で負担金を応分の支払いをするというふうに理解してよろしいんでしょうかというふうにお聞きしております。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

はい。今議員がおっしゃったとおりで収支を合わせていきたいというふうに考えております。以上です。

○江上議長

はい。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第7号議案について採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 第8号議案「令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

議案書の8ページ、第8号議案について説明いたします。第8号議案 令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について 令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子  
内容については、次長の花田が説明いたします。

## ○江上議長

花田次長。

## ○花田次長

別冊の予算書で説明させていただきます。急患センター事業特別会計予算の1ページをお開きください。歳入歳出予算でございます。第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,352万8千円と定めるものです。前年度当初予算に比べ、120万1千円の減額としております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳入です。1款診療収入は、対前年度比1億4,700万4千円を減額し、5,277万8千円を計上しております。診療収入の大幅な減少は、令和2年度補正予算案でもご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや、手洗い及び消毒の励行によるインフルエンザ患者の著しい減によるものと捉えております。現時点では、令和2年度の実績額の月当たり平均を延伸し、令和3年度の収入額を試算しております。

2款分担金及び負担金は、対前年度比1億5,380万3千円を増額し、2億874万8千円を計上しています。増額の理由は、診療収入の減少によるものです。経常費負担金を大幅に増額しています。

10ページ、11ページをお開きください。歳出です。1款急患センター運営費は、対前年度比120万円を減額し、2億4,712万6千円を計上しております。説明欄上段、細目1急患センター管理運営事業の主な支出内容は、12節委託料を、対前年度比166万7千円減額し、2億4,234万3千円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しております。委託料減額の主な理由は、連休・盆・年末年始の営業日数の年次変動による、医師等の人工費の変動です。

2款公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子1,440万2千円を計上しております。

なお、14ページ、15ページは、給与費明細書を、16ページ、17ページは、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第8号議案 令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

本案の質疑は歳入歳出一括して受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより第8号議案について採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第8号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで、暫時休憩とし、再開は午後1時10分といたします。

(休 憩)

○江上議長

それでは、休憩前に続き会議を開きます。

日程第14 第9号議案「令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第9号議案について、説明いたします。議案書の9ページをお開きください。

第9号議案 令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。  
令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

補正予算書1ページをお開きください。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,624万円減額し、総額を1,860万5千円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為を計上するものでございます。3ページをお開きください。第2条債務負担行為補正です。北九州市への水道事業包括業務委託費に関するもので、限度額521万3千円とし、令和3年4月1日からの業務に対応するため、今年度に契約を行うものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。歳入の説明でございます。3款繰入金 1項1目1節福津市繰入金を、補正前の額4,338万8千円から、2,624万円減額補正し、1,714万8千円とするものでございます。補正による収支の変更に伴い、福津市繰入金を減額補正するものでございます。

次に、歳出の説明でございます。8ページ、9ページをお開きください。1款総務費 1項1目12節委託料、説明欄の包括委託料の需用費を、補正前の額285万6千円に、66万円増額補正し、351万6千円とするものでございます。内容は、配水管の漏水修理が想定以上に発生したため、北九州市に委託しております包括委託料を増額するものでございます。

2款 事業費 1項1目12節委託料、下水道共設委託料を、補正前の額3,567万8千円から、2,690万円減額補正し、877万8千円とするものでございます。福津市下水道工事に併せて、水道管の布設替えを予定していましたが、今年度の下水道工事縮小により水道工事を縮小するものでございます。

以上で本木簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑は、歳入歳出一括して受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第9号議案について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 第10号議案「令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

第10号議案について、説明いたします。議案書の10ページをお開きください。

第10号議案 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）について 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

補正予算書1ページをお開きください。まず、第2条 収益的収入の第1款水道事業収益 第1項営業収益を7,318万7千円増額補正し、第2項営業外収益を2,485万円減額補正しまして、水道事業収益合計で35億6,651万1千円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用を2,573万円減額補正し、第2項営業外費用を1,375万円増額補正しまして、水道事業費用合計で54億3,912万1千円とするものでございます。第3条につきましては、第1款資本的収入 第2項負担金及び寄附金を30万6千円減額補正し、第4項出資金を21万7千円減額補正しまして、資本的収入合計で4,771万4千円とするものでございます。

また、資本的支出の第1款資本的支出 第1項一般改良費を6,490万円減額補正、第2項拡張事業費を1,230万円減額補正し、第5項出資金を21万7千円減額補正しまして、資本的支出合計で12億552万5千円とするものでございます。

次に2ページ、3ページをお開きください。第4条につきましては、債務負担行為に第1表債務負担行為補正を追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託に関するもので、限度額10億5,550万2千円とし、令和3年4月1日からの業務に対応するため、今年度中に契約を行うものでございます。補正内容の詳細につきましては、後ほど事項別明細書に沿って、説明いたします。

6ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、最下段の資金期末残高は、58億8,859万6,178円となる予定でございます。

次に8ページ、9ページをお開きください。令和2年度末時点の、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ388億6,331万2,835円となる予定でございます。

10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の、収入の部1款1項営業収益 1目給水収益 1節水道使用料を、8,000万円増額補正し、28億2,160万

6千円とするものでございます。これは、市街地の水道利用者や大口の使用者が、当初見込みより想定以上に増えたことが、主な要因と思われます。3目その他営業収益 3節他会計負担金を、251万3千円減額補正し、1,187万8千円とするもので、消火栓の修理箇所の減少などにより、関係市からの負担金を減額するものでございます。

次に2項営業外収益、3目加入金 1節水道利用加入金を、2,770万円減額補正し、9,349万2千円とするものです。これは戸建住宅で多い、口径20mmでの申込者数の減などにより、加入金を減額するものでございます。

支出の部では、1款1項営業費用 1目原水及び浄水費 15節委託料を、1,300万円減額補正し、3億3,288万9千円とするものでございます。これは、包括業務委託料のうち、修繕費を入札により安価に契約できしたことから減額するものでございます。4目総係費 15節委託料を、913万円減額補正し、1億1,738万3千円とするものでございます。これは、業務継続計画策定業務を予定しておりましたが、大災害時だけでなく、新型コロナウイルス感染症などのリスクも追加して、次年度に策定することとしたためでございます。

12ページ、13ページをお開きください。資本的収入及び支出の、支出の部 1款資本的支出 1項一般改良費 2目取水施設費 22節工事請負費を2,500万円減額補正し、5,707万1千円とするもので、工事内容の精査や入札により安価に契約できることから減額するものでございます。6目配水施設費 22節工事請負費を2,000万円減額補正し、3億8,935万4千円とするもので、県施工の川端橋整備の進捗に併せて、一部施工区間を次年度以降としたためでございます。8目事務費 15節委託料を1,700万円減額補正し1億1,276万4千円とするもので、入札により安価に契約できることから減額するものでございます。2項拡張事業費 1目施設整備費 22節工事請負費を800万円減額補正し1億1,323万円とし、3目事務費 15節委託料を500万円減額補正し2,418万円とするもので、新規申込者による配水管拡張が、当初の予定より少なくなったため、減額するものでございます。

以上で、令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより第10号議案について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

賛成多数であります。従いまして、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 第11号議案「令和3年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第 11 号議案について説明いたします。第 11 号議案 令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について 令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和 3 年 2 月 25 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

詳細につきましては、経営施設課長の吉田が説明いたします。

## ○江上議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

経営施設課長の吉田でございます。私から、令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について、説明いたします。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,411 万 4 千円と定めるものです。令和 2 年度当初予算に比べ、1,098 万 9 千円の増額となっております。それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って、主なものを説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。1 款事業収入は、前年度より 2 千円増額し、145 万 5 千円を計上しております。主なものとしましては、1 節簡易水道使用料現年分 145 万 3 千円となっております。

3 款繰入金は、福津市からの繰入金で、前年度より 3,051 万 3 千円減額し、1,115 万 6 千円を計上しております。減額の主な理由は、配水管布設替事業費の財源として、簡易水道事業債を活用するためでございます。

6 款 組合債は、4,150 万円を計上しております。配水管布設替事業費の財源として、簡易水道事業債を活用するものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。1 款総務費は、前年度より 72 万 8 千円増額し、548 万 8 千円を計上しております。主な支出としましては、12 節委託料で、北九州市への包括委託料 521 万 3 千円を含め、547 万 4 千円を計上しております。増額の主な理由としましては、包括委託料の需用費で、配水管の漏水修理費用を 70 万円増額しております。

2 款事業費は、前年度より 1,026 万 2 千円増額し、4,594 万円を計上しております。主な内容としましては、12 節委託料で、福津市施工の下水道工事の進捗に併せ配水管布設替えを行っており、福津市に委託する費用 4,150 万円でございます。

3 款公債費は、償還元金及び利子に係るもので、223 万 6 千円を計上しております。

以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

一つよろしいでしょうか、4 ページの第 2 表地方債の説明はいりませんか。吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

支出のところで説明いたしましたけれど、4 ページをお願いいたします。先ほど、組合債として 4,150 万円を説明いたしました。内容としては配水管布設替え事業費の財源として、地方債、簡易水道事業債を 4,150 万円借り入れるものでございます。以上です。

## ○江上議長

それでは本案に対する質疑は歳入歳出一括して受けます。質疑ございませんか。米山議員。

○米山議員

簡易水道事業債を財源として充てることのメリットは何ですか。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

一応こちらのほうの本木簡易水道につきましては福津市の費用負担になっています。事業債を借り入れることによって、単年度の支出を抑えていくということで一応、福津市と打合せをしながらこの制度を取り入れております。以上でございます。

○江上議長

米山議員。

○米山議員

一般財源を活用するのに、この事業債を活用したほうが、財政運営上にメリットがあるというふうな理解でよろしいでしょうか。福津市と調整されたという事ですが、組合の管轄になっていますので、組合のほうでお答え願います。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

議員御指摘のとおりでございます。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより第11号議案について採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17、12号議案「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求める。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第12号議案について説明いたします。第12号議案 令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について 令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、別紙のとおり提出する。令和3年2月25日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

詳細につきましては、経営施設課長の吉田が説明いたします。

## ○江上議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

私から、令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

第2条で、業務の予定量を定めております。年間総給水量は1,378万8,678m<sup>3</sup>、有収水量は1,246万737m<sup>3</sup>を予定しております。また、主要な建設改良事業としまして、老朽化した水道管の布設替等を行う一般改良事業として6億2,083万6千円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費として8,923万9千円を計上しております。

第3条 維持管理を目的とした収益的収入及び支出 第4条 施設の建設や更新を目的とした資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で、主なものを説明いたします。

9ページ、予定キャッシュ・フロー計算書をお開きください。ここでは、令和3年度予算期間中の、現金収支の予定額を記載しており、最下段、資金期末残高は、58億149万4,668円を予定しております。

10ページから17ページにかけて給与費明細書を掲載しております。

18ページ、19ページをお開きください。令和3年度当初予算計上額をベースにして決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計、それぞれ385億7,228万9,835円を予定しております。

続きまして、事項別明細書の主なものについて、説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。収益的収支の収入の部ですが、1款水道事業収益につきましては、35億7,509万5千円を予定しております。1項営業収益 1目給水収益につきましては、28億4,495万9千円を計上しており、有収水量の増加などにより前年度比、3.3%の増を見込んでおります。

30ページ、31ページをお開きください。収益的収支の支出の部ですが、1款水道事業費用は、31億699万2千円を計上しております。1項営業費用 1目原水及び浄水費は、9億6,985万3千円で、この内、15節委託料は、3億6,044万6千円を計上しております。北九州市への包括業務委託料が主なもので、内訳としましては、委託料・修繕費・動力費などとなっております。31節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で、前年度より4,745万円増額し6億730万1千円を計上しております。平成23年度から受水しております、北九州市からの受水単価でございますが、暫定料金として受水しておりましたが、10年間の暫定期間が終了するため、来年度より、税込で1m<sup>3</sup>当たり94.28円から104.76円となるものです。

32ページ、33ページをお開きください。2目配水及び給水費は、2億8,327万6千円を計上しております。この内、15節委託料2億8,044万6千円は、北九州市への包括業務委託料が主なもので、内訳としましては、委託料・修繕費などとなっております。

34ページ、35ページをお開きください。4目総係費は、4億7,703万1千円を計上しております。この内、15節委託料1億5,393万7千円は、業務継続計画等の委託費3,567万3千円、北九州市への包括業務委託料が主なもので、内訳としましては、負担金となっております。

36 ページ、37 ページをお開きください。29 節負担金は 2 億 5,983 万 5 千円を計上しております。関係市への派遣職員負担金等 5,817 万 7 千円、北九州市への包括業務委託料が主なもので、内訳としましては、委託料・手数料などとなっております。5 目簡易水道事業費は、大島簡易水道の経費 2,451 万 3 千円を計上しております。この内、15 節 委託料 2,434 万円は、北九州市への包括業務委託料が主なもので、内訳としましては、委託料・修繕費などとなっております。

40 ページ、41 ページをお開きください。資本的収支の収入の部ですが、1 款 3 項補助金は、6,494 万 8 千円を計上しております。1 目国庫補助金は、水道施設等耐震化事業で前年度より 4,000 万円増額し 5,000 万円を計上しております。5 項 1 目固定資産売却代金 2 億円は、保有する有価証券が満期となるため、売却するものでございます。

42 ページ、43 ページをお開きください。資本的支出では、1 款 1 項一般改良費で、前年度より 3 億 350 万 4 千円増額し、10 億 2,884 万 1 千円を計上しております。2 目取水施設費 22 節工事請負費として、昨年度からの継続工事で吉田取水場電気設備更新工事 1 億 2,793 万 2 千円を計上しております。4 目浄水施設費 1,309 万円は 15 節委託料 1,065 万 9 千円が主な内訳で、多礼浄水場電気設備更新実施設計業務となっております。2 目取水場 4 目多礼浄水場については、本日配布しております議案資料も併せてご覧ください。5 目送水施設費 6,157 万 4 千円は、送水管の布設替工事を予定しております。6 目配水施設費 22 節工事請負費として、老朽化した配水管の布設替事業等で 6 億 2,083 万 6 千円を計上しております。5 目、6 目の送、配水施設費についても、議案資料として令和 3 年度工事予定箇所を配布しておりますのでご参照ください。

44 ページ、45 ページをお開きください。3 項 1 目企業債償還金は、前年度より 6,440 万円減額の 2 億 6,962 万円を計上しております。6 項 1 目有価証券取得費 2 億円は、現在保有しております有価証券が満期となりますので、同額を購入する予定でございます。

事前に配布いたしております、第 9~12 号議案資料を説明したいと思います。令和 3 年度北九州市委託分の予算集計表の説明をいたします。水道事業・本木簡易水道事業、併せて 10 億 6,071 万 5 千円を計上しており、前年度と比較しまして合計で 7,018 万 7 千円の増額となっております。次年度予算につきましては、業務量の見直しを行っております。平成 28 年度委託開始時より給水戸数は、5,000 戸、9%増加しており、給水業務や料金徴収業務において、業務量が増加している状況となっております。

加えて、水道法改正による新たに指定給水装置事業者の更新制度の導入などが追加となっております。主な増額の内容は、配水及び給水費・委託料の委託料で管路情報システム内への給水情報データ統合費などで 1,646 万 5 千円増額、総係費・負担金・委託料で料金徴収関連業務費などで 2,295 万 1 千円増額しております。次ページで総係費・委託料・負担金で給水業務などの委託費で 947 万 3 千円、総係費・負担金の負担金で料金システムの更新準備などで 998 万 7 千円の増額となっております。

以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○江上議長

戸田議員。

## ○戸田議員

31 ページですが、先ほど御説明があったのですが、もう一度、詳しくご説明いただければと思って質問をいたします。1 番下段の受水費についてなんですが、今まで暫定的に 94.8 円が、令和 3 年度から確定になると。そもそも最初からそういう取決めでそうなったという理解でいいのかということと、今後はどういう取決めをしているのかと。この二つについて、お伺いします。

○江上議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷主幹

経営施設課の青谷といいます。受水費について御説明をさせていただきたいと思います。

北九州からの用水供給の受水に関しましては、平成23年度から受水を開始しております。その当時に、税込みで、1m<sup>3</sup>当たり100円で受水しますという基本のお話がございました。ただし、暫定期間というのが設けてありますと、10年間、暫定期間ということで、料金を少しお安くしましょうというところで

の取決めがございました。最初の5年間は税込みで80円、終わりの5年間は税込みで90円という取決めがございました。その当時は消費税が5%でございましたので、今現在は8%、10%と消費税が変わっておりますので、その分だけが反映した形でちょっと端数が出ておる状況でございます。

それと、今後の単価についての御質問ですけども、今現在は北九州市とのお話で決まっているのは、100円の受水単価で今後も同じ金額でいきます。以上です。

○江上議長

他にございませんか。戸田議員。

○戸田議員

同じく31ページですが、委託料も、前年予算に比べてかなり増えていて、ということですが、項目も全部見切れていないので、見落としがあったら御容赦いただきたいんですが、この委託料の1番上の脱水処理汚泥処分業務、前年に比べて1,000万ぐらい増加しているので、その辺はこういう理由ですという御説明いただければと思います。それと併せてもう1点ですが、35ページに、これも同じく委託料ですが、35ページ委託料の1番上の業務継続計画作成他という項目がありますが、これも前年の予算に比べると1,500万ぐらいアップしていて、何か特別な理由ですよというのを御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○江上議長

吉田経営施設課課長。

○吉田経営施設課長

まず31ページ脱水汚泥処分費でございますけれども、こちら今、天日乾燥をやっておりまして、池がございまして、そちらのほうに汚泥を入れて乾かしての状況なんですけれども、今年はなかつたんですけど、来年度、全部持ち出すということで予算を上げさせていただいております。

35ページの業務継続計画ですけれども、こちらのほうが施設の整備計画を新たに見直そうかということで考えております。理由としましては、水道ビジョンがございますけれども、その数字がかなり乖離してきている状況にございますので、施設の更新を見直していきたいということで、要は中間の見直しに向けた施設の整備計画を今一度立てさせていただきたいということで考えております。以上でございます。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

今のビジョンとおっしゃいましたけど、水道事業ビジョンのことで、中間見直しのための費用と、来年度いっぱいかけて見直しを進めると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

はい。来年度、見直しをかけまして、4年度にある程度の方針を皆様にお示しできるものかと考えております。以上です。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

ということは当然のことながら、見直しをかけば、その結果によって、また様々な数字のところの変動とか、ある程度起こるであろうということは予想しておかなければいけないということでしょうか。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

あくまでも大きなビジョンは踏襲していくたいと考えておりますけれども、やはり現時点で、5,000人ほど予定していました人口想定と乖離が生じてきております。そちらあたりも踏まえまして、今後見直していくたいと思いますけれども、詳細な件につきましては、来年度の報告でさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○江上議長

よろしいですか。他にございませんか。末吉議員。

○末吉議員

本日の一般質問で井浦議員から、平成28年から北九州市に包括委託して、検証について質問があつたと思うんですけども、御答弁の中で、言及されなかった事なんですけども、そもそも北九州市に包括業務委託する最大の掲げた要因は、技術力の継承ということであったはずですよね。今回、当初予算を見ますと、プロパー職員が3人、それから派遣職員が2人ですかね。そういう現状の中で、この5年間の中に、当初掲げたこの水道事業、この宗像で持続的に市民に対して、安心安全な水道水を供給するという立場での技術力の継承というのが、本当にどうだったのかという点。

それと私、今まで何度も質問したところでございますけども、包括委託した北九州市が、ウォーターサービスに100%委託する形ですよね。ところがこのウォーターサービスの就業状況、雇用状況というか、宗像地区の水道事業に関わる人が、かなりのサイクルで交代していると。そういう状況の中で、本当に、当初目指した技術の継承、あるいは持続可能な水道事業というのが担保できるのかという危惧を持っているんですが、これについての検証、あるいは言及が一言も触れられてないので、たしか昨年だったと思うんですけども、この技術の継承については、今の時点で、今後、当事務組合としても考えて行かなければならないテーマだという答弁をされたと、私、記憶しているんですけども。

この予算書を見る限りは、そういう方向性は何も示されていないと思うんですよ。この点についてはね、きちんと御答弁いただきたいと思うんですが。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

はい。2点御質問があったと思っております。2点目の回答のほうから先にさせていただきたいと思います。まず北九州市がKWSさんに再委託されているが、職員の交代のサイクルが早いのではというところに関しましては、過去3年のデータを見ますと人数はさほど大きく変わらずに、平成30年度が27人、元年度が28人、令和2年度につきましても28人の、事務員、技師の方が携わっております。この方々ですね、5年経過された方が1名、それから4年経過された方が1名、3年経過された方が5名、2年経過されたから3名と複数年、業務を継続してされていまして、我々としましては、北九州市に委託したときに、水道技術に関しても、北九州市のほうに、構成市に技師がいない中、ここもメリットの大きな一つとして委託をしているところです。ただし、うのみにして事業全体の成果をするのではなくて、そこを検証する職員が必要だというふうに常々思っております。

その点につきましては、今、構成市の技師を派遣していただきながら、昨年の議会のほうでも、私のほうからは今3年のサイクルを4年に延長していただきたいとか、そういう話もしまして、関係市には呼びかけているところでございます。

それからKWSの充実というのも、先ほど一般質問の回答の中でもいたしましたが、現在給水業務から管の施工工事まで、一連の事業もしていただいているけども、数字的にはなかなか申し上げにくいくらいですが、それなりの成果が出ているのかなと思っております。

また北九州市のほうにもKWSの技術力の向上という観点の申出も今までしてきた結果ですね。令和2年度からは北九州市の上下水道部長が退職されてこちらに配置とか、ここの体制がより良くなるような配置を北九州に投げかけて、実現しながら水道事業運営をやっておりますので、議員が御質問されます、技術の継承、どこの技術の継承するのかの観点については、北九州市にお願いして工事監督はしていただいている。その成果物を確認する技術の継承のほうに努めていきたいというふうに思っております。以上です。

## ○江上議長

末吉議員。

## ○末吉委員

水道事業に関する技術は、より北九州のほうからサポートというか、援助を受けることがあっても、自治体としてのインフラですから、これについては最低限の技術は継承していくということが大前提だと思いますよ。今、局長が言われたように、技術的には北九州の方が確かにあるでしょう。あるけども、宗像は最低限のライフラインについては、技術力を堅持するんだという決意のもとに、包括委託に移行したと思うんですよ。その当時の議事録、再度確認してもらえばいいと思うのですが、その中で、やはり最低限、この事業の発注にしても、先ほど言われた、技術力がなければ、検証も何も出来ないわけですよ。そういう意味では、その堅持を、両市共々、持続可能な水道事業とするためにもつんだという決意を途中で曲げたらいけないと思うんですよね。安易に流されてはいけないと思うんですよ。そうしないと、これだけ多彩な災害や、緊急事態が発生する中で、本当にライフラインは守れないよというような不安感がありますんで、その辺はきっと押さえていただきたいと思うんですが、いかがですかね。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

関係市にも、まだまだ水道経験者職員があと数年は必ず在籍すると思っております。そういう職員を関係市から派遣していただきながら、今、議員が言われたような体制づくりに、今後努めていきたいというふうに考えております。以上です。

## ○江上議長

よろしいですか。末吉議員。

## ○末吉議員

43ページに、工事請負費で、吉田取水場の電気設備更新工事、本日、資料等も配布されているようあります。吉田の取水場は約1億8000万。それから、多礼浄水場の電気工事更新関係でも、総事業費で18億、それで、これからのこともあるでしょうけども、アセットマネジメント計画の中で、これらの事業が、どういう位置づけをされて、設備そのものの、長期計画の中でどう位置づけられているのか。そういう説明を受けた記憶はないんですね。例えば、吉田の取水場の、更新については、全体の計画の中で、こういうふうにあるとかですね。私も、自分のマンションの建設委員会、要するに、10年、15年、20年の整備計画を長期に建てて、アセットの場合は、伸ばせるものについては伸ばす。そして、簡易な修繕や補修でね、延命できるものは極力やっていこうという、そういう計画をアセットマネジメントで立てるわけですよね。これとの関係でね、今回もう、予算に吉田取水場の工事委託費が計上されていますけども、どういう説明を議会側にされてきたのかなということをお聞きしたいと思います。

## ○江上議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

まずこの吉田と多礼の事業の始まりでございますけども、水道ビジョンのほうに、最初に、平成27年につくり上げ、28年にお諮りしたかと思うんですけども、そのときの計画になっております。

あわせて経営戦略のほうにも、こちらのほうの費用がうたわれているんですけども、今事業として動いている大前提というか1番の指針としましては水道ビジョンのほうが、法にのっとって動いてるという状況でございます。

## ○力丸事務局長

議長。

## ○江上議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

補足になりますけども、平成30年2月に、水道ビジョンを補完するような形、投資それから財政計画に特化した計画ということで、総合経営戦略を策定いたしまして、平成39年ですから、令和9年までの間に、電気設備についてはこういう更新をしていきますよというようなものを掲げております。

この件で、多分記憶にあると思いますけども、最終的には収益的収支が35億円ぐらいの純利益があるので、水道料金を値上げせずにこの更新計画を進めさせていただきますという説明をした経緯があると思います。以上です。

○江上議長

末吉議員。

○末吉委員

当然、そういう説明ありましたよ。その間に福津も宗像も、選挙があって、実は今日初めて事務組合議会に参加されている議員もあるわけですよ。審議をしていく上で、この事業が、どういうことをバックに、どういう計画を背景に、この事業が出てきているのかということはきちんと説明しないと、私ども前の水道企業団議会から関わっている議員については、長期の設備投資、北九州から導水を取るか取らんか、以前の論議からしていますから、説明を受けたら、ああ、なるほどと思うんだけど、そこは懇切丁寧に資料を出すなり、していかないと、事務組合議会としての審議が不十分になると思うんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

大変申し訳ございません。議員の改選があるたびにはですね、新人議員の方を対象に議会終了後等に勉強会を開催させていただいておりました。今回の福津市議会議員さんの改選についても、3名新しくこられましたので、なるべく早い段階にその勉強会を開催して挑んでいただきたいと思いましたが、コロナ禍において、少し先送りしたところもございます。今後、今のお話を全協等で、事業の進捗状況をその都度、説明させていただきたいと思いますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○江上議長

よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。御意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第12号議案について採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第12号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定に基づき、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

御異議なしと認めます。従いまして、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に御一任いただくことに決定をいたしました。

閉会に当たりましてタイミングを逸した話をさせていただきます。本日、新たに森田議員が監査委員に選任をされました。そこで、これまで2年間にわたり、監査委員として御尽力をいただきました横山議員の御尽力に対し、ここに感謝の意を表したいと存じます。横山議員大変お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和3年第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。